



■ご挨拶

時下、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より、関間四丁目土地区画整理事業にご理解・ご協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

事業完了に向け、今後も関係機関と協議調整を図りながら、事業の推進に努めてまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

■事業の進捗状況

令和5年度は、事業計画の変更を行い、施行期間を令和15年度までに変更いたしました。

項目	実施済累計	進捗率(%)
仮換地指定	12.1ha	100.0
街路築造工事	5,105.1m	93.4
建物移転	80棟	100.0
保留地処分	3,002.0㎡	95.7

■問合せ

坂戸市役所区画整理課
〒350-0292 坂戸市千代田1-1-1
電話 049-283-1331 (内線505) FAX 049-283-1685



■令和6年度予算について

令和6年度関間四丁目土地区画整理事業特別会計の予算総額は、1億1,617万7千円(昨年度当初予算総額1億4,812万4千円)です。

国、県及び市の財政状況は依然厳しい状況にありますが、効率的な事業推進を図ってまいります。

■区画整理課での手続き

下記の場合は、区画整理課にて、手続きをお願いいたします。

- ・区画整理地内での土地の分筆
- ・区画整理地内での建物の建築
- ・区画整理地内での境界ブロック等の設置
- ・区画整理地内での土地や建物の売買
- ・区画整理地内での相続等による名義変更

※所有する土地、建物につきましては、適正な管理をお願いいたします。

■お知らせ

組織改正により、区画整理事務所は令和5年4月1日から坂戸市役所本庁舎2階に移転し、名称が区画整理課へと変更となりました。

今後のご連絡は、左記の問合せ先へお願いします。

宅地（保留地）好評分譲中



■片柳土地区画整理事業 97-1街区6画地

面積：166平方メートル（約50.3坪）
価格：10,790,000円
用途地域：第一種低層住居専用地域
その他：上下水道利用可能

坂戸市 保留地



■石井土地区画整理事業 36街区1,2画地

面積：339平方メートル（約102.7坪）
価格：19,662,000円
用途地域：第一種中高層住居専用地域
その他：ガス・上下水道利用可能

※詳細は市ホームページをご覧ください。なお、価格は見直しを行う場合があります。
※関間四丁目土地区画整理事業に伴う、一般保留地の公売は終了しました。

清算金について



○清算金とは？

従前の土地と換地の間に生じる評価上の不均衡を是正するために徴収（清算金を支払う）、交付（清算金を受け取る）される金銭のことです。換地の状況により一概には言えませんが、減歩が多いと交付となり、減歩が少ないと徴収になります。

○いつ支払うの？（受け取れるの？）

関間四丁目土地区画整理事業すべての工事が完了し、換地処分のお知らせにより換地の権利、清算金の額が確定し、清算金の徴収、交付を開始します。現在の事業計画ですと令和11年ごろとなります。

○金額はどのくらい？

従前地と換地の評価の差を指数により算出します。これに指数1個当たりの単価を定めて金額に換算しますが、単価を決定するのは事業地内すべての工事終了時点となります。（換地処分の1年程度前）

○支払方法は？

一括で支払う方法と、清算金の金額により最大5年以内の分割で支払う方法があります。

※詳しくは、坂戸市のホームページをご覧ください。区画整理課までお越しください。個人情報のため、お電話でのご説明は出来かねます。